

連載

群馬用水のあゆみ

～地域とともに生きる群馬用水～

第2回

元群馬用水土地改良区常務理事 くすみ さぶろう 久住 三郎



綾戸取水口



赤城幹線水路

用水土地改良区（組合員数 18,016 人）の設立が認可されました。

そして、総代や役員選挙、事務体制の整備、事務所の開設などを次々と進めていきました。

当土地改良区は組合員数が多数のため、総会でなく総代会を設けることとし、その定数を 150 人としました。その選挙会を昭和 38 年 5 月 31 日に実施し、全員無投票当選で初代総代が決定。総代会は 8 月 14 日に開催し、規約の制定や顧問等の推戴、役員選挙（理事 40 人、監事 5 人）を行いました。顧問には、福田赳夫、中曽根康弘両国会議員をはじめ県内選出の国会議員 16 人や知事など、群馬を代表する 37 人を推戴議決したのでした。これは、世紀の大事業として、地域のみならず群馬県としてもいかに大きな期待をかけていたかを物語っています。

続いて、8 月 30 日に理事会を開催し、理事長として岡田義正県会議員、副理事長は浅見一郎県会議員、常務理事には田原耕三県農政部参事耕地課長（8 月 30 日時点で既に退任予定）を決め、執行体制が整ったのでした。

6. 群馬用水土地改良区の発足

(1) 土地改良区の設立

昭和 37 年の全体実施設計最終年度となると、土地改良区の設立準備で慌ただしくなりましたが、関係者の努力によって昭和 38 年 1 月 14 日に設立認可申請書（同意率 94.1%）を知事へ提出、その後、諸手続が順調に進み同年 4 月 2 日、群馬

(2) 初代三役員の経歴

① 理事長 岡田 義正氏

明治 26 年勢多郡大胡町（現前橋市大胡町）に生まれ、農政と無縁な呉服商を営んでおりましたが、推されて昭和 22 年大胡町長に就任。同年に襲ったカスリーン台風の大惨事を体験したことにより、治山治水の重要性を痛感し、こ

の道一筋に生きることを決意しました。翌23年の県議会議員補欠選挙に当選以来6期連続当選を果たし、県耕地協会理事長、県土地改良事業団体連合会長などを歴任し、早くから関係市町村の有識者に群馬用水の建設を呼びかけていました。

昭和29年には「赤城南麓土地改良事業期成同盟会」を発足させ、会長に就任。また昭和33年には、群馬用水事業関係の3つの期成同盟会でつくる「群馬用水土地改良事業期成同盟連合会」が発足すると、その会長にも就任しました。

氏は常に陣頭に立って、県当局・国会・農林省・大蔵省などに対する陳情や関係市町村の農民に対する啓発、宣伝運動など積極的な活動を行っていきました。

各地での説明会は、永年の干害が解消できるということで、盛況を極めました。しかし、関係農民は内容が分かるに従って、各々質問、反論が出るようになったのです。このような時、氏は終始懇切に自己の体験に基づき説明しました。この時の『米一俵論』（詳細は後述）は後世までの語り草となっています。

水資源開発公団営事業は順調に進み、昭和44年、夢にまで見た通水式には病の身を押し立てて臨み、感涙にむせびながら自らの手で通水のボタンを押したのです。それから1年後、従容としてこの世を去ったのです。



通水式(赤榛分水工にて)

② 副理事長 浅見 一郎氏

明治35年北群馬郡榛東村の農家の長男として生まれました。

昭和26年県議会議員に当選、以来6期連続当選。

氏は、2ha余の田畑と750kgもの繭を取る農家に生まれたことから、群馬用水事業には申請人代表などとして参画し、昭和45年には岡田理事長逝去の後を継いで、2代目理事長に就任しました。

この時、米の生産調整により、群馬用水事業の柱である開田ができないという窮地を迎えていました。このことは、農家負担金の問題に波及し、組合員はもとより役員の中からも不信・不安の声が高まり、事業の返上論にまで発展する状態となり、改良区存亡の重大な危機を迎えた時代であったのです。

この危機にあたり、氏は敢然と国や県に対して、農家負担軽減運動を展開したのです。すなわち、米の生産調整により事業計画は根底から狂ってしまい、せっかく造成した膨大な施設もフルに活用できない状態なのに、農家負担が従来通りでは、農政転換のしわ寄せを農家に転嫁することであり納得できない、農家負担金を県が支援してほしいと。この要請に対し、県は群馬用水だけ特別扱いはできないと難色を示しましたが、氏の政治生命を賭けた運動は、知事・県議会を動かし、最終的には従来の農家負担21%を4%負担に引き下げたのです。

氏は、この問題に燃焼し尽くしたかのごとく、翌46年享年69歳で突如他界されました。

③ 常務理事 田原 耕三氏

明治37年福井県に生まれ、三重県高等農林学校を卒業後、大阪府や青森県、農林省(現農林水産省)を経て、昭和25年11月群馬県耕地課長に就任。(氏が、農林省で災害復旧事業を担当していた時に岡田県議と懇意になり、群馬県に招聘されたと聞いています。)以来、昭和38年9月に退職するまで13年間の長きにわたり在職しました。

氏は、本県が水資源県でありながら、水利用が極めて低い営農状態を見るや、長期展望に立って、今後は水利用いかんによって農業の運命を決する時が必ず来ることを強く憂い、群馬用水事業建設に向かって活動したのです。

まず、難航していた矢木沢ダムの水配分及び

費用分担について、群馬県の主張を貫いて水源を確保し、並行して農林省に働きかけ、国の直轄調査指定を受けるなど、着々と事業の基礎を固めていったのです。

一方、受入態勢の整備を図り、管内の有識者を網羅し、「群馬用水事業促進期成同盟会」を発足させ、自ら幹事長役を務め事業の発展と土地改良区設立に向かって指導力を遺憾なく発揮しました。

その手腕と力量を買われ、常務理事になってからも（氏には好条件のポストが用意されていましたが、躊躇することなくあえて前途多難な群馬用水事業を畢生^{ひっせい}の仕事として選んだのです。）、冬期水利権の取得、公団管理費の国庫補助金確保、予備取水口の設置、完了施設の総点検による補完工事の実施、地域営農の振興対策等々について、国・県の理解を得るなどして解決、推進していきました。

なお、水利用による営農振興については、利水改善グループの結成をはじめ、農業後継者の県外研修制度、施設園芸育成のための近代化資金の据置利息の補給、営農推進協議会の結成、立毛共進会活動、営農職員の駐在など、土地改良区の業務として諸施策を行い、営農振興を推進したのです。

そして昭和55年、体調を崩して常務理事を退任し、翌56年7月ついに帰らぬ人となってしまいました。

以上、この群馬用水を語る時、3氏の業績はいかに大なるものがあるかを痛感するところであり、今日の群馬用水の礎を築いた3氏の功績を讃え、顕彰碑（レリーフ）を土地改良区事務所の



初代3役員のレリーフ

入口正面に掲げています。

(3) 実施体制づくり

土地改良区の事務局体制は、当初4人により事務所を開設（大正用水土地改良区1室を間借り）、翌年の39年には5人体制として、事務所も現在の場所へ移転しました。ここに群馬用水土地改良区の大地に根ざした活動が開始されたのです。

昭和40年には公団営事業も本格化すると共に、計画変更や県営かんがい排水事業の着工準備などで忙しくなることから、7人増の12人となりました。

更に、昭和41年から始まった市町村営の第1次構造改善事業（ほ場整備）の設計業務や、県営ほ場整備事業の換地業務を受託することとなったことから、毎年10人程度の新規採用を行い、最盛期には60人程の職員数になったのです。（現在は、23人体制で頑張っています。）

なお、県においては、昭和36年に開設した群馬用水土地改良調査事務所を、昭和39年4月から附帯県営かんがい排水事業の実施設設計段階を迎えたことにより、群馬用水土地改良事業所に改組し、12人体制で発足させました。

昭和41年度には、総務・計画・工務・用地の4課と東部・西部の2支所を設置、総員22人を配して県営かんがい排水事業の着工に対応しました。翌42年には、県営ほ場整備事業が着工となることからほ場整備課を新設し、43年には1支所を増設、更に44年にはほ場整備課を2課制に、支所を4支所とし、人員も44人として本格的な実施体制となったのです。



当初の土地改良区事務所



現在の土地改良区事務所

7. 水資源開発公団営事業

前述のとおり、昭和38年に水資源開発基本計

画に群馬用水事業が追加されたことから、水資源開発公団は、昭和39年1月に事業実施計画(案)を群馬用土地改良区へ示しました。

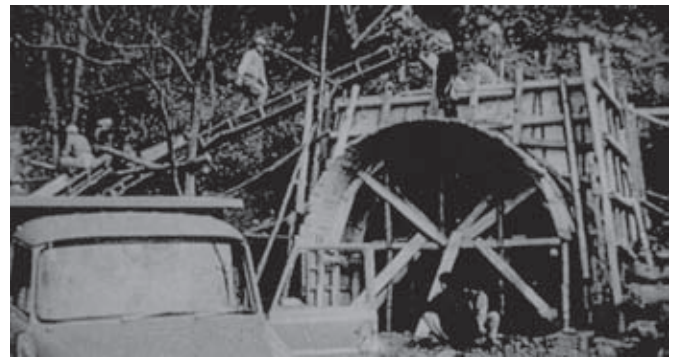
これを受け、関係市町村において集落説明会を開始。この説明会は公団営の事業を主体としたものであり、地元農家にしてみれば国の仕事であると映るのは当然のことで、群馬用水の本質を説明するのはなかなか難しいことでありました。それは、東京都の水道用水と深いかかわりがあったからです。

前述のとおり、群馬県の河水統制計画には東京市(当時)への水道用水が含まれており、その計画は、榛名幹線水路を共用し、水路末端の高崎市から専用水路となって埼玉県にある朝霞浄水場まで導水するというものでした。しかし、第2次世界大戦で一時中止となってしまいました。

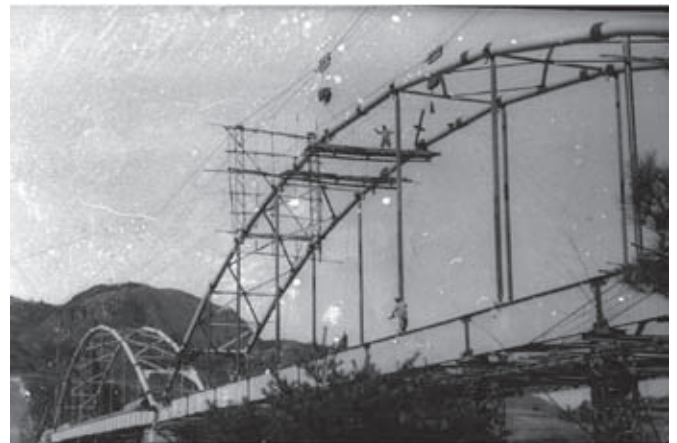
その後、昭和32年に利根川特定地域総合開発計画が閣議決定され、翌33年には下久保ダム併設計画(利根川水系神流川)が出されました。この計画により、東京都の水道用水の大半は下久保ダム(昭和34年～43年建設)に依存することとなったのです。

また、利根川特定地域総合開発計画によって、利根川の水量がコントロールされ安定する方向が示されたので、東京都の水道計画も大幅に軌道修正され、利根川と荒川をつなぐ利根導水路案(埼玉県行田市地先の利根川から取水し、鴻巣市地先の荒川に放流)が打ち出され、昭和37年水資源開発公団により実施されることとなったのでした。

このような経過は、当然群馬用水の組合員の中に噂が噂を呼び、説明会においても「東京都へ水を売るために群馬用水を建設するのだ、騙されるな。」とあたかも悪徳業者のごとく言われ、群馬用水は農業用の専用水路であると説得することは至難でありました。それでも、説明会を何度も開催して必要性を訴え歩いた結果、81.1%の同意を得ることができたのです。そして、昭和39年3月23日付けで水資源開発公団総裁あてに費用負担の同意書を提出。公団は、3月24日に主務大



建設中のトンネル



建設中の利根川水管橋

臣あてに事業実施計画の許可申請を行い、3月26日には認可を受けたのでした。

この間公団は、群馬用水建設所を新設して体制を整え、ついに昭和39年11月導水幹線工事を皮切りに、世紀の大用水工事に着工したのでした。

昭和41年には、国営事業の制度拡充があったことから、県営で計画していた支線水路約3kmを公団営に取り込むなどの事業計画の変更を行いました。

その後工事は順調に進み、昭和42年6月試験通水が、昭和43年6月には一部暫定通水が開始されました。

そして、昭和44年8月までに幹線水路及び小倉支線水路が竣工し、昭和45年3月、取水口、導水路幹線4km、赤城幹線33km、榛名幹線24km、支線水路21km、揚水機場6ヶ所など全ての工事が総事業費115億円をもって完了したのでした。それに伴い、公団の建設所は閉鎖され、4月からは管理業務を実施するため「群馬用水管理所」として新たに出発しました。

参考文献

『赤榛を潤す一群馬用水誌一』 群馬用土地改良区

平成4年3月